

横手市議会 令和元年第6回12月定例会 提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
報告 第 35 号	専決処分報告について (学校給食費に係る訴えの提起、和解又は調停に関することについて)	学校給食費の支払いに係る訴えの提起、和解又は調停に関すること
同意 第 3 号	公平委員会委員の任命について	令和元年12月21日で任期満了となる公平委員会委員の任命
議案 第 103 号	横手市公文書館設置条例 (R2年4月1日施行)	横手市公文書館を設置するための条例の制定
		内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供するとともに、継続的に後世に伝えるため、施設を設置するもの</li> <li>・名称:横手市公文書館</li> <li>・位置:横手市新坂町2番74号</li> <li>・使用料の徴収、減免、不還付等について規定</li> <li>・横手市史編さんに関する条例及び平鹿町文書資料館設置条例の廃止</li> <li>⇒市史編さん資料が公文書館に移管され、平鹿町文書資料館の機能が公文書館に内包されるため、当該条例を廃止する。</li> </ul>
議案 第 104 号	横手市雄物川福地コミュニティセンター設置条例 (R2年1月1日施行)	横手市雄物川福地コミュニティセンターを設置するための条例の制定
		内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の自主的な地域活動及び生涯学習を奨励し、市民協働による総合的な地域づくり活動に資するため、地域住民の交流促進の拠点として、施設を設置するもの</li> <li>・名称:横手市雄物川福地コミュニティセンター</li> <li>・位置:横手市雄物川町柏木字後田7番地</li> <li>・使用料の徴収、減免、不還付等について規定</li> <li>・横手市公民館設置条例の一部改正</li> <li>⇒横手市福地公民館の位置を改正</li> </ul>
議案 第 105 号	横手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (R2年4月1日施行)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴う条例の制定
		内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの</li> <li>・給与の種類、法第22の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号職員」という。)の報酬、時間外勤務手当、法第22の2第1項第2号に掲げる職員の給料、手当、会計年度任用職員の期末手当、第1号職員の費用弁償等について規定</li> </ul>
議案 第 106 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (R2年4月1日施行)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う現行条例の一部改正
		内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員制度への移行に伴い、関係する現行条例(15本)について一部改正を行うもの</li> <li>①非常勤職員(会計年度任用職員)に給料及び手当を支給できるように改正</li> <li>②特別職非常勤職員から除外される職を整理</li> <li>③その他規定の整理</li> </ul>
議案 第 107 号	使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例 (R2年1月1日施行(R2年4月1日以降の使用に係る使用料から適用)、R2年6月1日施行(R2年9月1日以降の使用に係る使用料から適用))	公の施設の使用料の見直し等に伴う現行条例の一部改正
		内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的な公共施設使用料の見直し等に伴い、関係する現行条例(72本)について一部改正を行うもの。主な改正理由は、次のとおり。</li> <li>①公共施設使用料の見直しに伴う改正</li> <li>②公共施設使用料の減免取扱いの見直しに伴う改正</li> <li>③消費税率の引上げに伴う改正</li> <li>④公の施設の設置条例の表記統一に伴う改正</li> </ul>

区分	議案等の名称	概要説明
議案第108号	横手市有償旅客運送に関する条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	スクールバスを活用した自家用有償旅客運送の実証実験を実施するための現行条例の一部改正
		内容 ・雄物川町館合地区を中心とした交通不便エリアの解消を図るため、新たにスクールバスを活用した有償旅客運送「柏木・大森病院線」を運行するもの
議案第109号	横手市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号)の施行に伴う現行条例の一部改正
		内容 ・別表の「投票管理者」及び「期日前投票管理者」の備考欄に「途中で交替した場合は、従事した時間で按分して得た額とする。」規定を追加
議案第110号	横手市一般職の職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例 (R1年12月14日施行)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行に伴う現行条例の一部改正
		内容 ・成年被後見人等の欠格条項等を設けている法律が改正されたため、当該法律を引用している現行条例の改正(4本)と欠格条項を設けている現行条例(1本)を改正するもの
議案第111号	横手市災害弔慰金の支給等に係る 条例の一部を改正する条例 (公布日施行)	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)の施行に伴う現行条例の一部改正
		内容 ・当該法律の一部改正により、改正部分を引用している第15条第3項を改正するもの
議案第112号	横手市斎場設置条例の一部を改正 する条例 (R2年4月1日施行)	他市町村住民の斎場使用料の額を改定するための現行条例の一部改正
		内容 ①13歳以上の者 「20,000円」⇒「50,000円」 ②13歳未満の者 「17,000円」⇒「25,000円」 ③死胎児 「10,000円」⇒「15,000円」 ④上肢下肢 「10,000円」⇒「15,000円」
議案第113号	横手市特定用途制限地域における建 築物の用途の制限に関する条例の一 部を改正する条例 (R2年4月1日施行、公布日施行)	特定用途制限地域における建築物の用途の制限内容の見直し等を行うため 現行条例の一部改正
		内容 ・無秩序な市街地拡大を抑制すべく、田園保全エリアにおける自己 用住宅及び分家住宅を除く住宅の建築を制限するよう改正 ・地域拠点エリアにおいてカラオケボックス等の遊戯施設の建築が できるよう改正 ・建築基準法の一部改正に伴う関係条項の改正
議案第114号	横手市水道事業給水条例等の一部 を改正する条例 (公布日施行)	上下水道メーターの隔月検針及び料金等の隔月請求を行うための現行条 例の一部改正
		内容 ・隔月による検針、隔月による料金等の請求を行うことができるよう 次の現行条例を改正するもの ①横手市水道事業給水条例(平成17年条例第314号) ②横手市下水道条例(平成17年条例第269号) ③横手市集落排水施設条例(平成17年条例第229号)

区分	議案等の名称	概要説明	
議案第115号	財産の処分について	土地の表示	横手市雄物川町東里字相川野17番2
		地目及び地積	宅地 16,904.25平方メートル
		売却金額	52,400,000円
		相手方	横手市駅前町6番22号 秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長 小田嶋 契
議案第116号	工事請負契約の変更について	雄物川庁舎建設工事(建築本体工事)	
		契約金額	変更前 245,700,000円
			変更後 250,250,000円
		相手方	横手市駅前町13番8号 創和・丸茂 雄物川庁舎建設工事(建築本体工事)特定建設工事共同企業体 代表者 創和建设株式会社 代表取締役社長 小原 朗
議案第117号	工事請負契約の変更について	十文字地域多目的総合施設建設工事(建築本体工事)	
		契約金額	変更前 508,680,000円
			変更後 518,100,000円
		相手方	横手市大町5番19号 伊藤・大和・横手 十文字地域多目的総合施設建設工事(建築本体工事)特定建設工事共同企業体 代表者 伊藤建設工業株式会社 代表取締役 中村 清昭
議案第118号	工事請負契約の変更について	十文字地域多目的総合施設建設工事(電気設備工事)	
		契約金額	変更前 149,040,000円
			変更後 151,800,000円
		相手方	横手市杉沢字谷地中171番地4 伊藤電気・サンテックス 十文字地域多目的総合施設建設工事(電気設備工事)特定建設工事共同企業体 代表者 伊藤電気株式会社 横手営業所 所長 鈴木 善昭
議案第119号	工事請負契約の変更について	西分署建設工事(建築工事)	
		契約金額	変更前 235,440,000円
			変更後 239,800,000円
		相手方	横手市前郷二番町7番13号 横手・創和 西分署建設工事(建築工事)特定建設工事共同企業体 代表者 横手建設株式会社 代表取締役 武茂 広行

区分	議案等の名称	概要説明					
議案第120号	工事請負契約の変更について	十文字地域小学校統合事業 十文字小学校建設工事(建築本体工事等)					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">契約金額</td> <td>変更前</td> <td>2,871,720,000円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>2,924,900,000円</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	2,871,720,000円	変更後	2,924,900,000円
		契約金額		変更前	2,871,720,000円		
変更後	2,924,900,000円						
相手方	横手市大町5番19号 伊藤・創和・横手 十文字小学校建設工事(建築本体工事等)特定建設工事共同企業体 代表者 伊藤建設工業株式会社 代表取締役 中村 清昭						
議案第121号	工事請負契約の変更について	十文字地域小学校統合事業 十文字小学校建設工事(電気設備工事)					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">契約金額</td> <td>変更前</td> <td>367,200,000円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>374,000,000円</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	367,200,000円	変更後	374,000,000円
		契約金額		変更前	367,200,000円		
変更後	374,000,000円						
相手方	横手市柳田字新藤173番地9 ユアテック・桜沢電気 十文字小学校建設工事(電気設備工事)特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社ユアテック 横手営業所 所長 小野寺 慶吉						
議案第122号	工事請負契約の変更について	十文字地域小学校統合事業 十文字小学校建設工事(機械設備工事)					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">契約金額</td> <td>変更前</td> <td>367,200,000円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>374,000,000円</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	367,200,000円	変更後	374,000,000円
		契約金額		変更前	367,200,000円		
変更後	374,000,000円						
相手方	横手市梅の木町15番5号 山二施設・平鹿設備 十文字小学校建設工事(機械設備工事)特定建設工事共同企業体 代表者 山二施設工業株式会社 横手支店 支店長 齋藤 政志						
議案第123号	財産の取得の変更について	救助工作車Ⅱ型 1台					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">契約金額</td> <td>変更前</td> <td>173,880,000円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>177,100,000円</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	173,880,000円	変更後	177,100,000円
		契約金額		変更前	173,880,000円		
変更後	177,100,000円						
相手方	横手市寿町1番28号 株式会社タカギ 代表取締役 高橋 龍憲						
議案第124号	財産の取得の変更について	普通ポンプ自動車 1台					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">契約金額</td> <td>変更前</td> <td>44,226,000円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>45,045,000円</td> </tr> </table>	契約金額	変更前	44,226,000円	変更後	45,045,000円
		契約金額		変更前	44,226,000円		
変更後	45,045,000円						
相手方	横手市寿町1番28号 株式会社タカギ 代表取締役 高橋 龍憲						

区分	議案等の名称	概要説明		
議案第125号	財産の取得の変更について	軽積載車 6台		
		契約金額	変更前	22,032,000円
			変更後	22,440,000円
相手方	横手市寿町1番28号 株式会社タカギ 代表取締役 高橋 龍憲			
議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市増田休養施設「真人山荘」	
		指定管理者	株式会社オフィス真人	
		指定期間	5年	R2.4.1～R7.3.31
議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市自然体験型交流施設「上畑ふるさと公園」	
		指定管理者	特定非営利活動法人森の王国サルバ	
		指定期間	5年	R2.4.1～R7.3.31
議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市牧野「外畑牧場」	
		指定管理者	外畑牧場放牧者組合	
		指定期間	5年	R2.4.1～R7.3.31
議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市船沼多目的集落集会所	
		指定管理者	船沼交流館運営委員会	
		指定期間	7年	R2.4.1～R9.3.31
議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	まめでらが～道の駅十文字	
		指定管理者	株式会社十文字リーディングカンパニー	
		指定期間	5年	R2.4.1～R7.3.31
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター	
		指定管理者	仁井田自治会	
		指定期間	7年	R2.4.1～R9.3.31

区分	議案等の名称	概要説明		
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市山内ふれあい交流センター	
		指定管理者	村さ来亭	
		指定期間	5年	R2.4.1～R7.3.31
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市山内農林産物加工施設	
		指定管理者	農事組合法人山楽里	
		指定期間	5年	R2.4.1～R7.3.31
議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について	施設名	横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」	
		指定管理者	横手商工会議所	
		指定期間	5年	R2.4.1～R7.3.31
議案第135号	秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について	北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため、構成自治体の議決を求めるもの。		
		内容	規約中「北秋田市周辺衛生施設組合」関連部分を削除する。	